

学校経営のポイント

文化的景観“棚田”とその学習

若井 彌一

第159回通常国会が6月16日閉会した。今国会で成立した諸法律のなかで、マスコミが大きくとりあげたのは、平成16年度国民年金法による年金の額等の改定特例法、国民保護法、特定船舶入港禁止特例措置法、裁判員法などであった。

マスコミで大きくとりあげられはしなかったものの、注目しておきたい法改正もある。その1つが、文化財保護法の一部改正である。

「文化的景観」を文化財として追加

文化財保護法(昭和25年5月30日公布、法律第214号)では、これまで「文化財」の定義として、建造物、絵画等、考古資料等の「有形文化財」、演劇、音楽、工芸技術等の「無形文化財」、風俗習慣、民俗芸能等の「民俗文化財」、貝塚、古墳、城跡等の「記念物」、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高い「伝統的建造物群」という5分野を限定的に列挙し(第2条第1項)、政府・地方公共団体には、これらの保存が適切に行われるように、「周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底」に努力することを求めてきた(第3条)。

今回の改正で、「文化的景観」が追加され、文化的景観も保護の対象とされることになった。

今回追加された「文化的景観」という用語は、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(英文名: Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage. 1972年11月16日、ユネスコ第17回総会で採択。1975年12月17日発効。わが国は、1992〔平成4〕年6月30日締約国となった。9月28日公布、条約第7号)に基づいて、1992年に文化遺産の一分野を構成する概念として導入されたことを契機として、世界

的に広く使用されるようになった。

この用語は、「自然景観のなかにある文化」「自然と一体化した文化」という意味で用いられている。

文化的景観としての「棚田」に学ぶ

さて、文化財保護法に基づく文化的景観としては、「棚田」「里山」「茶畑」等が指定される見通しである。これらは優劣をつけるべきものではない。そのことを断ったうえで、ここでは棚田を学習の素材(対象)とすることを推奨しておきたい。

棚田は、傾斜の緩急はさまざまであるが、階段状に整備された耕作田の呼称である。斜面状の水田であるため、区画一枚ごとの面積は小さいものが多く、田の区画数が多いところでは「千枚田」と称されたりしている。石川県輪島市の「白米の千枚田」は、その代表格である。このほか、長野県千曲市(旧更埴市)の「姥捨」や新潟県東頸城郡松之山町「狐塚」の棚田等、全国的には120を超える棚田があり、観光名所としての名が広まりつつある。

観光の一環としてでも悪くはないが、できることなら、とくに都市部に所在している学校の場合には、学校・教職員単位でもよいし、保護者・児童・生徒の有志に呼びかける形でもよいから、山間地の棚田がどれだけ見事に整備されているかを、改正文化財保護法の施行(平成17年度から)を待つことなく、「文化的景観」学習(研修)として実施してみたい。耕作を維持できなくなった棚田は、荒地となり、時間の経過に伴い、山野そのものと化している。日本の国を支えてきた農業と今後の国土保全のあり方を考えるうえでは、恰好の学習教材であると思われる。

(わかい・やいち=上越教育大学教授)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●新刊案内●

7月7日刊予定 申込み受付中!

教育開発研究所刊

臨教審以降の改革の争点を5分野92項目に整理・徹底分析!今後の施策を検証する!

『教育改革の論争点』市川 昭午(国研名誉所員)編集
B5判250頁・定価2500円